

【利用料金 Q&A】

Q 2026年4月以降の施設利用は全て新料金の適用となるか？

A 2026年3月27日（金）（※）までに利用申請書をご提出いただければ、旧料金の適用となります。

2026年4月1日（水）以降に利用申請書を提出された場合の施設利用料は、新料金の適用となります。

※システムの切り替え作業（3/28～31）のため、3月27日（金）までに利用申請書をご提出いただきますようお願いいたします。

Q 附属設備（備品）料金、楽屋料金はどうなるか？

A 2026年4月1日（水）以降に利用される附属設備（備品）料金、楽屋料金は、申請時期にかかわらず新料金の適用となります。

Q 市民ホールは値上げ対象か？

A 市民ホールは、料金改定対象施設ではありません。

Q 利用日等の変更はどうなるか？

A 変更後の利用料金は、原則として、申請時期にかかる新料金の適用となります。

詳細については、お問合せください。

Q 大ホール・小ホールで、A料金とB料金で値上げ幅に差があるのはなぜか？

A 従来から、A料金は営業活動利用あるいは入場料を2,000円以上徴収する利用の

ため、差をつけさせていただいております。